

平成29年11月吉日

お客さま各位

豊川信用金庫

預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更（追加）について

平成27年9月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他関連法令に基づき、預金口座へのマイナンバー（個人番号、法人番号）の付番が平成30年1月1日から開始されます。

このため、当金庫は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更（追加）点は下線部をご覧ください。

記

【個人番号の利用目的（変更後）】

- (1) 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- (2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- (3) 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (4) 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (5) 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (6) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- (7) 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- (8) 預金口座付番に関する事務のため

※追加する個人番号の利用目的は、平成30年1月1日より前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

【変更日】

平成30年1月1日より

【預金口座付番について】

金融機関は、お客さまの預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理することが義務付けられ、行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、あるいは預金保険法の規定に基づく預金の名寄せのために、お客さまのマイナンバーを利用することになります。

したがって、平成30年1月1日以降は、新規で預金口座を開設する場合など、ほとんどの取引において、お客さまにマイナンバー届出の協力をお願いすることになります。

なお、預金口座付番を目的としたマイナンバーの届出は、お客さまの義務ではありません。

以上